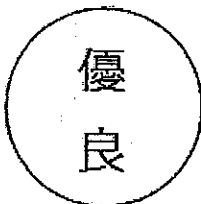


産業廃棄物処分業許可証



住所 埼玉県三郷市早稲田二丁目13番地3

氏名 木幡興業 株式会社
代表取締役 木幡 毅

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 6月12日

許可の有効年月日 平成34年 9月 8日

1. 事業の範囲

中間処理

- 中和：廃酸、廃アルカリ 以上2種類
- 濃縮：廃油（水溶性切削油に限る。）、廃アルカリ（廃LLCに限る。） 以上2種類
- 油水分離：廃油（廃食用油以外の含水油に限る。） 以上1種類
- 混合：廃油（油分を含んだ廃ウエスを除く。）、廃アルカリ（廃LLCに限る。） 以上2種類
- 圧縮：廃プラスチック類（廃オイルエレメントに限る。）、
金属くず（廃容器及び廃オイルエレメントに限る。） 以上2種類
- 切断・圧縮：金属くず（廃オイルエレメント用容器に限る。） 以上1種類
- 破碎：廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）
及び陶磁器くず（廃飲料用容器に限る。） 以上4種類
- 凝集沈殿・脱水：汚泥 以上1種類

2. 事業の用に供するすべての施設

施設等の所在地

埼玉県吉川市大字中井字小松川55番2、56番1、56番2
以上3筆（面積1,713.71㎡）に限る。
処理施設及び保管施設の概要は裏面のとおり。

3. 許可の条件

- (1) 中間処理及び処理に伴う保管は、2.に掲げる場所で行うこと。
- (2) 中間処理は、2及び3面に掲げる処理施設で行うこと。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成22年 9月 9日	指令産廃第733号	新規許可
平成24年12月 7日	-	変更届（事業場の分筆及び保管施設の追加）
平成27年11月17日	指令越環第1107号	更新許可
平成27年12月 3日	-	変更届（保管面積の拡大、縮小及び保管上限の減少）
平成30年 6月12日	指令産廃第213-1号	変更許可（切断・圧縮、破碎及び凝集沈殿・脱水の追加並びに中和施設の入替え）

5. 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無 無

処理施設の種類及び能力等

施設の種類	処理能力	産業廃棄物の種類	設置年月日 許可年月日 許可番号
中和施設	37.73m ³ /日 (16時間)	廃酸、廃アルカリ 以上2種類	平成30年 6月12日
	17.87m ³ /日 (16時間)	廃酸、廃アルカリ (いずれも廃飲料に限る。) 以上2種類	-
濃縮施設	1.60m ³ /日 (16時間)	廃油 (水溶性切削油に限る。) 以上1種類	平成22年 9月 9日
	2.53m ³ /日 (16時間)	廃アルカリ (廃LLCに限る。) 以上1種類	-
油水分離施設	105.32m ³ /日 (16時間)	廃油 (廃食用油以外の高含水油に限る。) 以上1種類	平成22年 9月 9日 平成22年 9月 9日 7-11
油水分離施設	81.20m ³ /日 (16時間)	廃油 (廃食用油以外の高含水油に限る。) 以上1種類	平成22年 9月 9日 平成22年 9月 9日 7-10
混合施設	12.32m ³ /日 (16時間)	廃油 (油分を含んだ廃ウエスを除く。)、 廃アルカリ (廃LLCに限る。) 以上2種類	平成30年 6月12日 -
圧縮施設	38.22t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (廃オイルエレメントに限る。)、 金属くず (廃容器及び廃オイルエレメントに限る。) 以上2種類	平成30年 6月12日 -
切断・圧縮施設	0.50t/日 (0.25t/日×2台) (16時間)	金属くず (廃オイルエレメント用容器に限る。) 以上1種類	平成30年 6月12日 -
破碎施設	2.59t/日 (16時間)	廃プラスチック類 (単品処理) 以上1種類	平成30年 6月12日 -
	4.32t/日 (16時間)	木くず (単品処理) 以上1種類	
	12.67t/日 (16時間)	金属くず (単品処理) 以上1種類	
	9.82t/日 (16時間)	ガラスくず・コンクリートくず (がれき類を除く。) 及び陶磁器くず (廃飲料用容器に限る。) 以上1種類	
凝集沈殿・脱水施設	54.31m ³ /日 (16時間)	汚泥 以上1種類	平成30年 6月12日 -



保管施設の種類及び能力等

産業廃棄物の種類	保管面積	保管高さ等
廃アルカリ（廃LLCに限る。） 以上1種類	1.5 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×2個）
廃油（水溶性切削油に限る。） 以上1種類	4.9 m ²	4.2 m（屋内） （20.4m ³ 地下ピット）
廃酸 以上1種類	4.3 m ²	2.7 m（屋内） （10.0m ³ タンク×1基）
廃アルカリ 以上1種類	4.3 m ²	2.7 m（屋内） （10.0m ³ タンク×1基）
廃油（廃食用油以外の低含水油に限る。） 以上1種類	24.7 m ²	2.9 m（屋外） （50.6m ³ 地下タンク×1基）
廃油（廃食用油以外の低含水油に限る。） 以上1種類	24.7 m ²	2.9 m（屋外） （50.6m ³ 地下タンク×1基）
廃油（油分を含んだ廃ウエスを除く。） 以上1種類	4.3 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×10個）
廃油（廃オイルエレメントに限る。）、 廃プラスチック類（廃オイルエレメントに限る。）、金 属くず（廃容器及び廃オイルエレメントに限る。） 以 上3種類	4.4 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×12個）
廃油（廃オイルエレメントに限る。）、 廃プラスチック類（廃オイルエレメントに限る。）、金 属くず（廃オイルエレメントに限る。） 以上3種類	1.1 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×3個）
金属くず（廃オイルエレメント用容器に限る。） 以上 1種類	1.1 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×3個）
金属くず 以上1種類	4.4 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×12個）
廃プラスチック類 以上1種類	3.0 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×8個）
木くず 以上1種類	1.5 m ²	0.9 m（屋内） （0.2m ³ オープンドラム缶×4個）
廃プラスチック類（廃飲料用容器に限る。）、金属くず （廃飲料用容器に限る。）、ガラスくず・コンクリート くず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず（廃飲料用容 器に限る。）、廃酸（廃飲料に限る。）、廃アルカリ （廃飲料に限る。） 以上5種類	8.3 m ²	1.6 m（屋内） （0.019m ³ プラスチック容器×300個）
汚泥 以上1種類	36.6 m ²	3.5 m（屋内） （127.1m ³ 地下ピット）

(以下余白)

